

3.4.6. 個別対話

参加者と市の個別対話を次のとおり実施する。本事業をより良いものとするため、要求水準の解釈を明確化すること等を目的として実施するものである。対話の参加方法等については以下のとおりである。

(1) 実施日

第 1 回個別対話：令和 7 年 7 月 1 日（火）

第 2 回個別対話：令和 7 年 7 月 18 日（金）

なお、実施時間や開催場所等の詳細については、別途、参加者に対して通知するものとする。

(2) 参加方法等

参加者は、応募者が提出する参加資格審査書類記載のグループとする。

参加者の代表企業は、第 1 回個別対話は令和 7 年 6 月 19 日（木）から令和 7 年 6 月 20 日（金）15 時 00 分までに、第 2 回個別対話は令和 7 年 7 月 8 日（火）から令和 7 年 7 月 9 日（水）15 時 00 分までに、件名を「（代表企業名・個別対話申込）丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業」とし、個別対話申込書（様式集 様式 4-1～4-2）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：kyushoku@city.marugame.lg.jp

(3) 個別対話の位置づけ等

個別対話は、あくまで市と参加者の意思疎通を図る場であり、参加者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、参加者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

(4) 留意事項等

a) 留意事項

- ア 発言内容は、参加者・市の双方を拘束しないものとする。また、参加者・市の双方とも確約書・確認書等の書面のやり取りはしない。
 - イ 個別対話のなかで、公平性の観点から全ての参加者に知らせるべき事項があった場合には、市で判断し、対話した参加者に確認の上、その内容を市ホームページ等で明らかにする場合がある。
 - ウ 個別対話におけるやり取りをメモすることは認めるが、IC レコーダー等を用いて録音することは禁止する。
 - エ 個別対話の実施に際しては、参加者から市への各種資料の提示は可とするが、受領はしない。
 - オ 参加人数は、1 参加者につき 10 名までとする。
 - カ 参加者の一部がオンライン会議で参加することは認めるが、オンライン会議に必要な機器等は参加者が準備すること。
-

b) 個別対話の所要時間等

個別対話の時間は 60 分とする。60 分間を必要としなかった場合は、60 分間経過以前でも終了可能とする。

c) 個別対話の進め方

- ア 参加者が主体となって対話を進めること。なお、事前に提出された個別対話確認事項（様式集 様式 4-2）に記載の対話項目と同じ順序で進めなくてもよい。
- イ 市から、本事業について説明を行う必要がある場合は、全ての事業者に対して同じ内容の説明を行う。
- ウ 自己紹介は不要とし、名刺交換はしない。